令和6年能登半島地震による災害に起因する 民事に関する紛争について調停の申立てをする場合に

民事調停の申立手数料の納付が免除されます

令和6年1月1日(特定非常災害発生日として定められた日)に、災害救助法の適 用区域に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、令和8年12月31日ま でに令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について調停の申 立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。

災害救助法の適用区域については、次の内閣府ウェブサイト「内閣府防災情報のペ ージ」をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1 対象となる紛争

○ 令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争が対象となります。 (※災害に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。)

(紛争の例)

- ◇災害により生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関する紛争
- ◇災害により(一部)利用不能となった家屋等の賃貸借契約の賃料等に関する紛争 ◇災害により不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛争 ◇災害による事業の閉鎖、経営悪化などを理由とする、解雇、雇止めに関する紛争

2 対象となる期間

- 令和6年1月1日から令和8年12月31日までに、裁判所に民事調停の申立て をした方が対象となります。
 - ※令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について、既に裁判所に 民事調停の申立てをし、かつ、申立手数料を納付している方については、所定の手続に より、裁判所において、申立手数料の還付を受けることができます。



民事調停について詳しく お知りになりたい方は

民事調停



https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

令和6年1月 裁判所